

福岡県立筑紫丘高等学校同窓会関西支部 運営細則

2019.4.13

(慶弔)

第1条 次の年齢に達し、年会費を納入された方には、本部より支給された記念品を贈呈して祝福する。

～2012年	2013年～2019年	2020年～
還暦(満60歳)	還暦(満60歳)	還暦(満60歳)
—	古希(満70歳)	古希(満70歳)
喜寿(満77歳)	喜寿(満77歳)	—
—	傘寿(満80歳)	傘寿(満80歳)
米寿(満88歳)	米寿(満88歳)	米寿(満88歳)

- 2 役員及びその経験者が逝去され、支部に連絡があった場合は、関西支部名で弔電を発し、供花料として1万円を供えて弔意を表すると共に、本部に連絡する。
- 3 第1項および前項に規定されていない慶弔であっても、常任幹事会で承認されれば、支部会計からの対応はできるものとする。

(交通費)

第2条 幹事会に出席した役員には、予算の範囲内で自宅と幹事会会場との往復交通費の実費を支給する。尚、幹事及び会計監事については、その額は実費により計算し、500円単位で切り上げる。

(1円～500円＝500円、501円～1,000円＝1,000円、1,001円～1,500円＝1,500円、以下同様)

(アンダーの会)

第3条 アンダーの会は、若手会員の開拓と若手会員間及び世代間の交流を図ることを目的とする。

- 2 当該年度の4月1日現在の満年齢が50歳以下の会員が、その年のアンダーの会の会員資格を有する。
- 3 アンダーの会会長が会の運営を行うものとするが、企画・準備・アンダーの会当日の運営等の実務を会員の中から適宜指名されたアンダーの会幹事に委託することを妨げない。
- 4 アンダーの会の会計は、支部予算から独立した特別会計とはせず、支部全体の会計の一部をなすものとする。

(会計)

第4条 会計担当は、総会の1ヶ月前までに前年度の収支決算報告書を作成し、会計監査を受審する。

- 2 会計監事は会計監査実施後1週間以内に会計監査報告書を作成する。
- 3 総会終了後に、支部長と会計担当者が押印した収支決算報告書と会計監事が押印した会計監査報告書を会計担当者が保管する。保管期間は5年間とする。
- 4 会計担当は、上記3項に記載の収支決算報告書と会計監査報告書以外の全ての前年度会計資料及び証憑等を総会終了後に廃棄できる。

第5条 会計担当は、常任幹事会、総会、アンダーの会等、現金支出を伴うイベントの実施後90日以内に手元現金が3万円以下となるよう、ゆうちょ総合口座への入金などの対応を行う。

- 2 それができない場合は、できない理由と、実現できる日程をイベント実施後30日以内に支部長及び会計監事に報告するものとし、実現できたら速やかに支部長及び会計監事に報告するものとする。

- 3 会計担当が上記対応できるよう、立替払いをした役員等は、その精算を希望する常任幹事会等のイベントの1週間前までに、精算すべき案件の件名、金額、摘要等の情報を会計担当に連絡するものとする。

(イベント)

第6条 支部が認めたイベントに関し、その世話役が自らの判断で当該イベントを中止した場合であって、キャンセル代等が発生した場合は、常任幹事会の承認を経て、支部がそれを負担する。

以上